



令和4年1月25日

一緒に川を見つめてみませんか？

～河川愛護モニターの募集～

【ポイント】

- 応募期間 令和4年2月1日（火）～ 令和4年2月28日（月）
- 募集人員 吉野川、旧吉野川、今切川で活動範囲毎に1名または1団体（全14区域）
- 委嘱期間 令和4年4月1日より令和5年3月31日まで
- 応募資格 満20歳以上の個人または河川協力団体等で、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、モニターとしての活動を積極的に実行でき、希望される活動範囲の河川よりおおむね5km以内に居住する方。
- 手 当 月額2,800円 ※手当支給額は変わる場合があります
- 応募方法 応募方法は別紙応募要綱をご覧ください。

【概要】

国土交通省では、河川整備、河川利用、河川環境に関する地域の要望を把握し、河川愛護思想の普及啓発や河川の適正な維持管理を行うために、河川愛護モニター制度を実施しています。

今般、地域の皆様と河川管理者との連携をより深めるべく、令和4年度河川愛護モニターを募集します。

本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への『支国』防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
TEL：088-654-2211（代表） TEL：088-654-9270（直通）
副所長（河川担当） 北川 誠純 内線204
◎ 河川占用調整課長 牛野 憲治 内線341

◎：主たる問い合わせ先

令和4年度吉野川、旧吉野川、今切川河川愛護モニター応募要綱

国土交通省では、沿川住民の皆様のご協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発と河川の適正な維持管理を行うために河川愛護モニター制度を実施しています。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の皆様と河川管理者との連携をより深めるべく、河川愛護モニターを以下のように公募することにいたしました。

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知りえた情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ごみ投棄等の不法行為等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は次のような事項をモニターとして河川管理者に連絡簿を提出（1ヵ月に1回以上）することです。

- ① 近隣の方々から河川利用や河川の状況に関し、特段の要望を認めた場合
- ② 河川環境が損なわれる、或いは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

また、上記の活動に加え、河川愛護月間中などには河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。（余暇時間等で対応できるような範囲です。）

2. 応募資格

吉野川、旧吉野川、今切川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を下記3の活動範囲で積極的に実行できる満20歳以上の個人または河川協力団体等で、下記3の活動範囲の近隣に居住する方。（担当する河川よりおおむね5km以内）

3. 活動範囲(別添図面参照)

河川名	左右岸	活動範囲	地区名	担当出張所
吉野川	右岸	1	徳島南岸地区	鴨島出張所
		2	鴨島・石井地区	
		3	山川・川島地区	
吉野川	左岸	4	藍住・徳島北岸地区	上板出張所
		5	土成・吉野・上板地区	
		6	阿波・市場地区	
吉野川	右岸	7	穴吹地区	貞光出張所
		8	半田・貞光地区	
		9	東みよし地区	
吉野川	左岸	10	美馬・脇地区	美馬出張所
		11	東みよし・三野地区	
旧吉野川	左右岸	12	旧吉野川上流地区	旧吉野川出張所
		13	旧吉野川下流地区	
今切川	左右岸	14	今切川地区	

4. 委嘱方法と任期

河川愛護モニターは徳島河川国道事務所長より委嘱します。

任期は令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1年間です。

5. 募集人員及び募集期間

活動範囲毎に1名または1団体（全14区域）

令和4年2月1日～令和4年2月28日まで

6. 手 当

月額 2,800円【通信及び交通費を含む】

※金額は令和3年度の額であり変わる場合があります。

※3か月毎 年4回支給します。（令和4年7月、10月、令和5年1月、4月）

7. 選考方法

- ① 活動範囲毎に選考を行います。所要の人数以上に資格者の応募があった場合には自

治会等の地域に密着した活動、河川との関わり、意欲、年齢・経験等を総合的に勘案し選考させていただきます。

選考は徳島河川国道事務所内に設ける選考委員会により実施します。

② 選考結果は郵送にて応募者に通知します。

8. 応募方法

応募要綱・応募用紙については、徳島河川国道事務所、各出張所に置いています。

下記事項を別紙応募用紙に記載のうえ、令和4年2月28日(月)必着で応募先に送付(郵便又はファックス)または直接持参ください。(郵送の場合は当日消印有効。)

また、応募要綱、応募用紙は徳島河川国道事務所ホームページにも掲載しております。ホームページを閲覧し、応募用紙にご記入のうえ、期日までにメールにて申し込みいただいても結構です。

- ・ホームページ : <http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>
- ・E-mail : skr-tokusa55@mlit.go.jp

(記入事項)

- ・ 氏 名
- ・ 年齢、性別
- ・ 住所、電話番号
- ・ 職 業
(農業、漁業、自営業、会社員、公務員 等)
- ・ 所属する団体等があればその組織名と役職
(〇〇町内会役員、市民グループ「〇〇川をきれいにする会」幹事 等)
- ・ 自治会等の地域に密着した活動に、これまで参加した経験
- ・ 応募する活動範囲 (活動範囲〇〇)
- ・ 応募理由、河川との関わり、国土交通省への要望等
- ・ 過去の河川愛護モニターの経験

※ 上記について、できる範囲でご記入ください。

※ 応募用紙に記載された内容は、河川愛護モニター関係以外には使用しません。

令和4年度河川愛護モニターの委嘱状交付等については、各出張所の担当者が直接ご自宅の方へお伺いさせていただき交付、説明等させていただく予定です。

9. 応募先、問い合わせ先

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 河川占用調整課

住所 〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35

電話番号 088-654-9270

FAX番号 088-654-9267

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川鴨島出張所

住所 〒776-0005 吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5

電話番号 0883-24-4334

FAX番号 0883-22-1251

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川上板出張所

住所 〒771-1350 板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2

電話番号 088-694-2531

FAX番号 088-694-2544

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川貞光出張所

住所 〒779-4101 美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1

電話番号 0883-62-2396

FAX番号 0883-62-4259

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川美馬出張所

住所 〒771-2106 美馬市美馬町字喜来市65-3

電話番号 0883-63-2049

FAX番号 0883-63-5426

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 旧吉野川出張所

住所 〒771-1201 板野郡藍住町奥野字乾126-32

電話番号 088-692-5355

FAX番号 088-692-5356

令和4年度河川愛護モニター応募用紙

1. 住所、氏名等

郵便番号
住 所

(ふりがな)

氏 名 性別 男性 、 女性

生年月日 平成 昭和 年 月 日 年令 歳

(昼間に連絡可能な電話番号等をご記入ください)

電話番号

職 業

2. 応募する地区名及び活動範囲 地区名 活動範囲 (番号)

3. 所属する団体等があればその組織名と役職

4. 自治会等の地域に密着した活動に、これまで参加した経験

5. 応募理由、河川との関わり等

6. 応募する担当区域に行く頻度 (該当事項を○で囲んで下さい)

ほぼ毎日

週に2～3回

週に1回

月に2～3回

月に1回

その他

7. 河川愛護モニター経験

有

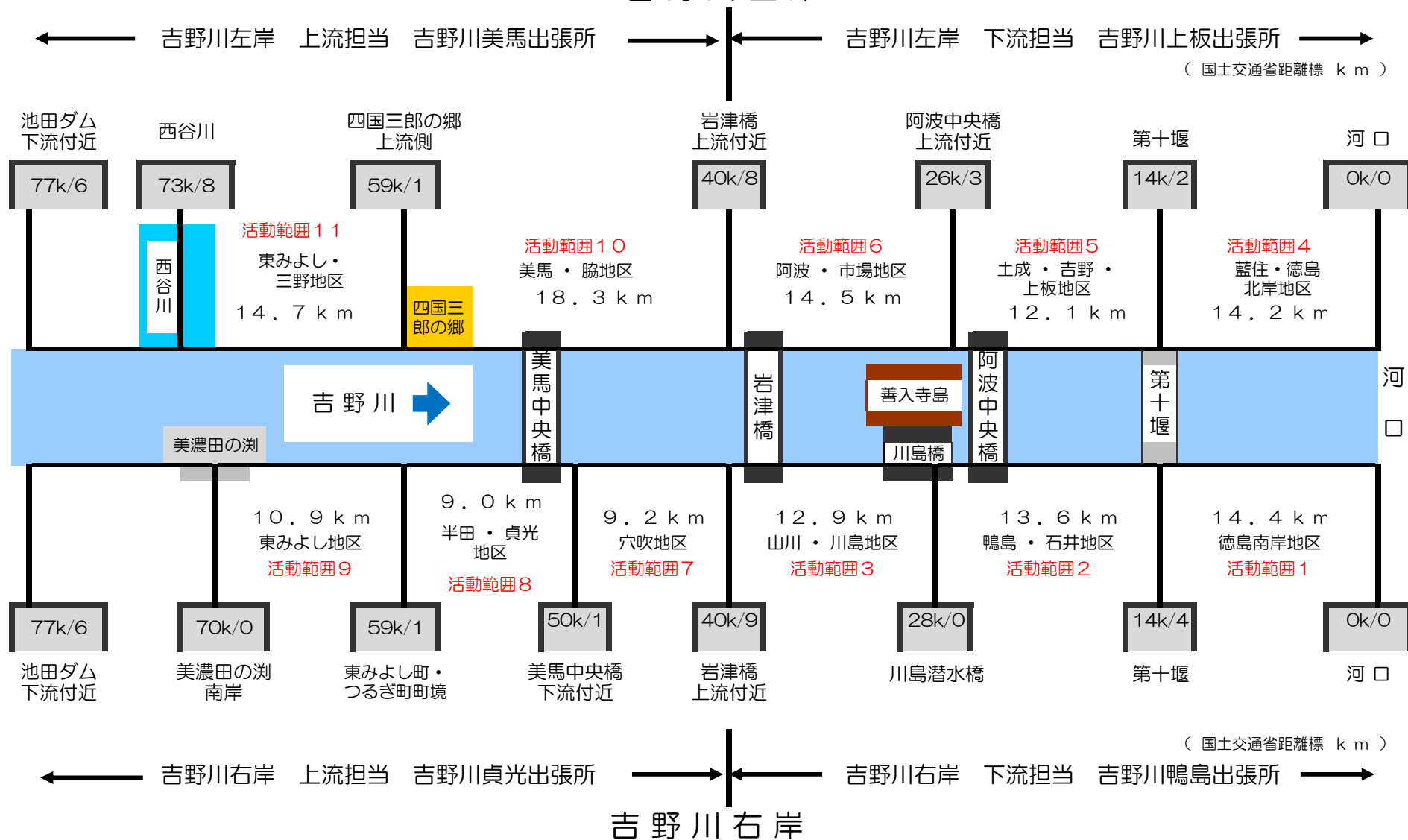
無

●お知らせ(個人情報保護について)

当事務所では、個人情報の取扱いについて、最大限の注意をはらっております。事務所以外の第三者には、ご本人の同意を得ずに個人情報を開示する事はありません。

河川愛護モニター活動範囲（吉野川）

吉野川左岸



河川愛護モニター活動範囲（旧吉野川・今切川）

担当出張所 旧吉野川出張所

